

# 令和4年4月臨時会 総務常任委員会記録

令和4年4月13日（水）

場所：鳥栖市議会 第1委員会室



# 目 次

令和4年4月13日（水） .....	5 頁
--------------------	-----



## 令和4年4月臨時会日程

日次	月日	摘要
第1日	4月13日(水)	審査日程の決定 市民環境部審査 議案甲第15号・第16号、議案乙第15号 〔説明、質疑〕 議案審査 議案乙第15号、議案甲第15号・第16号 〔総括、採決〕

## 4月臨時会付議事件

### 1 市長提出議案

[令和4年4月13日付託]

議案乙第15号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算(第1号) [可決]

議案甲第15号専決処分事項の承認について [承認]

議案甲第16号専決処分事項の承認について [承認]

[令和4年4月13日委員会議決]

令和4年4月13日（水）

## 1 出席委員氏名

委員長 中村直人

副委員長 牧瀬昭子

委員 森山林

委員 尼寺省悟

委員 伊藤克也

委員 松隈清之

委員 和田晴美

委員 緒方俊之

## 2 欠席委員氏名

なし

## 3 説明のため出席した者の職氏名

総務部長 石丸健一

総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長 緒方守

総務課長補佐兼庶務係長 古賀庸介

市民環境部長 吉田忠典

市民協働推進課市民協働係長兼市民相談室相談係長兼

消費生活センター消費生活センター係長 築地美奈子

市民環境部次長兼国保年金課長 佐藤道夫

国保年金課健康保険係長 下村志保

税務課長 佐々木利博

税務課長補佐兼市民税係長 久保山智博

税務課固定資産税係長 有馬健次

環境対策課長兼衛生処理場長 高松隆次

環境対策課参事兼課長補佐兼環境施設調整室長 江下剛

環境対策課環境対策推進係長 北三希子

#### 4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主任 古賀隆介

#### 5 日程

審査日程の決定

市民環境部審査

議案甲第15号専決処分事項の承認について

議案甲第16号専決処分事項の承認について

議案乙第15号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第1号）

〔説明、質疑〕

議案審査

議案乙第15号令和4年度鳥栖市一般会計補正予算（第1号）

議案甲第15号専決処分事項の承認について

議案甲第16号専決処分事項の承認について

〔総括、採決〕

#### 6 傍聴者

なし

#### 7 その他

なし





## 尼寺省悟委員

この国が出している表ですが、毎年3万円ずつ上げがなされて、私が議員になってからもずっと一貫して、3万円、4万円上げてきたわけよね。

この調子で、これから先も10年も20年も上がっていくと、今の93万円が、100万円になるかもしれないということなんです。

この表によると、限度額の超過世帯割合が1.5%台になるように上げたということで書いてあるね、1.5%台と。

だから、1.5%になったというならば、そこでやめるというふうでいいのかな？際限なく上がっていくんじゃないかと、結果として1.5%になったら、そこで止まるということと、今回でたしか1.5%台になったんでしょう？今回引き上げることで。

その辺をちょっと聞きたいんですけど。

## 佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長

まず、今回の課税限度額の改正によりまして、対象世帯数が130世帯ということで、全体の8,289世帯から見ますと1.57%になっております。

今、御指摘のとおり1.5%を目安としておりますが、鳥栖市の場合は、まだ到達していないという状況でございます。

もう一点申し上げますと、被用者保険については0.5から1.5%内に収めるというルールがありますので、恐らくこの1.5を割っても、0.5から1.5の中で調整がされていくものというふうに考えております。

以上でございます。

## 尼寺省悟委員

それで、地方税法施行令では、賦課限度額は課税の最高限度額を地方税法で規定して、その範囲内で市町村の条例で決定するというので、上限を決めただけで、必ずしもそこにせんでもいいということなんだから、近いうちに1.5%となれば、鳥栖市としても、もうしないと。

そういったことは考えられるんかね。

## 佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長

基本的には、市の条例で決定することになっておりますけれども、平成30年以降、国保に関しましては、県単位化されておまして、佐賀県国民健康保険運営方針というのが定められております。

その中で、この課税限度額については、佐賀県内の市各市町が地方税法に準じて国保税を徴収しておりますので、県内全て、この地方税法の改正に伴って準用するという事になっ

ておりますので、全市町、改正と同時に適用するという流れになっております。

以上でございます。

#### 尼寺省悟委員

統一されたからといって、全市町が同じということになるんかね。

だから、うちは仮に1.4%、よそは1.7%といったことは、あり得ないんかね。

#### 佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長

佐賀県においては、国保税の税率の一本化を令和9年度に控えております。

そういう中で、現在は市町がそれぞれ、県の標準保険税率を参考に税率を算出しておりますけれども、令和9年度以降は、県内の個々に加入している被保険者の割合によって、恐らくこの限度額が適用されるかと思っておりますので、現在は市単位での被保者数の割合、それを今後、令和9年度以降になると県単位化されますと、県の被保者数の割合になるかと思っております。

ですので、令和8年度まではそれができるかとは思いますが、それをにらんだところで、この限度額については県の定めた内容に沿って行っていくというのが原則だと考えております。

#### 尼寺省悟委員

あくまで今の段階では、県の標準税率を参考にして決めているんだと、少なくとも令和9年度まではね。

だから、今の地点で最高限度額を上げるということは、結果としてその分、中間層の負担を和らげるということでやってきていると思うけれども。

かつては、所得が400万円とか、決して高所得者でない方には適用されなかったと。

今回は税率がかなり600万円とか、かなり下がったから、そういった所得の階層がそうなくなってしまったけれども。

そういった意味でちょっと過去とは違うけれども、将来的に天井知らず——今の状態で、そうは言ったとしても、もうどんどんどん上げていくんじゃあ、やっぱりそれは大きな問題であり、そのことで、基本的な解決には私はならないと思っております。

#### 中村直人委員長

ほかにございませんか。

[発言する者なし]

よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

質疑を終わります。



てております地域環境整備基金から一般会計へ繰り入れ、みやき町にお支払いしたいと考えております。

以上で、令和4年度一般会計補正予算、環境対策課関係分について御説明を終わらせていただきます。

#### **中村直人委員長**

それでは、執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

#### **森山林委員**

今、説明ありましたように今回7,500万円をお支払いされますけれども、この件については、先般、この用地変更に伴って、5億円という額を計上いたしておりますね、土地代も――当初は、真木町に4.2ヘクタール予定しておりましたけれども、併設するということでございましたけれども、これができなくて、有害物質が出て、1.7ヘクタールに今の焼却処理が来ております。

昨年の8月に立石町に変更をされましたので、今後、やはり今回7,500万円も5年間ということでございますので、しっかりスケジュールも組んでいただいて、遅れることがひとつないように、その進捗状況も含めて、この委員会へしっかり報告をお願いをいたしますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

#### **松隈清之委員**

内容については以前御説明していただいておりますので、おおむね分かっているんですけども。

あと、地元との協定はどういうスケジュールで5年間の使用について、恐らく協定を結ぶんだらうと思うんですけど。

その協定は、この議決後に、どういったスケジュールで結ばれるかは聞いていますか。

#### **高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長**

協定につきましては、立地自治体でありますみやき町との佐賀県東部環境施設組合のほうで進められると思いますので、詳細のスケジュールについては、今のところまだ伺っておりません。

#### **松隈清之委員**

確認ですけど、みやき町と結ぶってことですね。

東部とみやき町で。

香田地区と結ぶわけではないということですね。

#### **高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長**

鳥栖市の例でいきますと、みやき町が恐らく5年間の協定を、香田地区のほうと何かしらの取決めをされまして、東部環境施設組合としてもそこに連名といいますか、使用について名前を並べられるんじゃないかと考えております。

**中村直人委員長**

ほかにございませんか。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わります。

以上で、議案審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

**午前11時 1分休憩**

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

**午前11時 5分開会**

**中村直人委員長**

再開いたします。

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

**総括**

**中村直人委員長**

これより総括を行います。

議案についての質疑は終了いたしておりますが、審査を通じて総括的に御意見等がございましたら発言をお願いしたいと思います。

〔発言する者なし〕

よろしいですか。

総括を終わります。





鳥栖市議会委員会条例第29条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会総務常任委員長      中   村   直   人

